

～証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話についての最近の事例～

- 金融庁・証券取引等監視委員会では、以前より未公開株などの投資商品に関する悪質な勧誘等について注意及び情報提供を呼び掛けているところですが、最近、証券取引等監視委員会の職員であると名乗る者から、一般の方に対し、下記のような言い振りで電話があった旨の複数の情報が寄せられています。

○証券取引等監視委員会の〇〇さんという職員から、「未公開株詐欺の関係で（貴方の名前が載った）被害者の名簿が出回っており、注意喚起している」といった内容の電話を受けた。

○証券取引等監視委員会の〇〇さんという職員から、「未公開株の被害を回復できる。Aという機関がその手続をしてくれる」といった内容の電話を受けた。

○未公開株の購入に当たり、B社から「お金は代わりに支払うので貴方の名前を使わせてほしい」と頼まれ、応じたところ、証券取引等監視委員会の〇〇さんという職員から「名義貸しは違法であるため、取り消すためにお金を用意しろ」といった内容の電話を受けた。

○未公開株を取得したところ、証券取引等監視委員会の〇〇さんという職員から「インサイダー取引に該当するので、家宅搜索する」といった内容の電話を受けた。

○C社というところから投資に関する資料が郵送されてきた後、証券取引等監視委員会の〇〇さんという職員から「C社は安全な会社である」旨の電話を受けた。

（注）未公開株などの詐欺の被害にあった際には、最寄りの警察署に直ちにご相談ください。送金した直後で相手が受け取っていない場合、被害を回避できた事例もあります。

- また、上記の未公開株などの勧誘等に関係した電話のほか、証券取引等監視委員会の職員を名乗る者から、上場会社の子会社の社員名簿を郵送で提出してほしいといった内容の電話を受けた（直接訪問して証票の提示や調査の根拠法令等の説明等は行っていない）、といった情報が寄せられています（平成 27 年 3 月 23 日追記）。

- 証券取引等監視委員会の職員が、電話等により一般の方に対し、未公開株に係る情報を提供すること、特定の取引に係る情報を提供すること、また企業の信用に係る情報を提供することなど連絡を個別に行うことは一切ありませんので、上記のような連絡を受けた場合には十分ご注意ください。

このような連絡を受けた場合には、証券取引等監視委員会情報提供窓口まで情報のご提供をお願いいたします。